

介護人材の現状及び県の取組

1 介護人材の現状

(1) 介護職員数の推移

本県の介護職員数は、全国と同様に増加傾向にあったが、令和5年度以降は減少に転じている。

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宮崎県	22,060	21,730	22,101	21,515	21,038
全 国	2,119,476	2,148,650	2,154,477	2,125,740	2,126,227

(厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」)

<将来推計>

	令和6年度 (2024)		令和8年度 (2026) (推計値)	令和22年度 (2040) (推計値)
介護職員	21,038人	需要	24,308人	27,284人
		供給	21,745人	19,512人
		差	2,563人	7,771人

(宮崎県推計)

(2) 介護職（介護福祉士）養成機関の入学定員充足率及び県内就職率

令和8年度の福祉系高校の定員充足率は、5割弱程度となっている。

介護福祉士養成施設の定員充足率は、前年度より増加している。

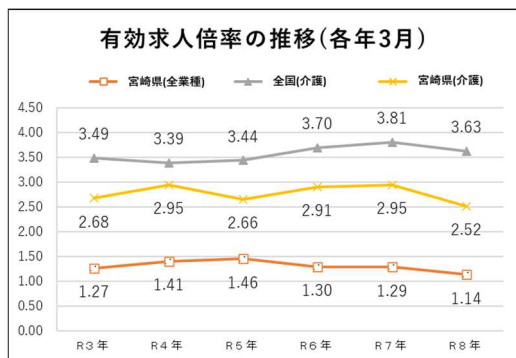
一方、県内就職率は、共に高い割合となっている。

		令和6年度				令和7年度				令和8年度			
		学校数	定員	充足率	県就職内率	学校数	定員	充足率	県就職内率	学校数	定員	充足率	県就職内率
				(4月)	(3月)			(4月)	(3月)			(4月)	(3月)
福祉系 高校	県立高校	4	160	51.3%	100%	4	160	41.3%	89.2%	4	160	35.6%	48.5%
	私立高校	2	45	57.8%	85.0%	2	45	48.9%	75.0%	2	45	62.2%	70.0%
介護福祉士養成施設		6	212	26.4%	90.8%	5	172	43.0%	83.7%	5	162	43.8%	91.9%

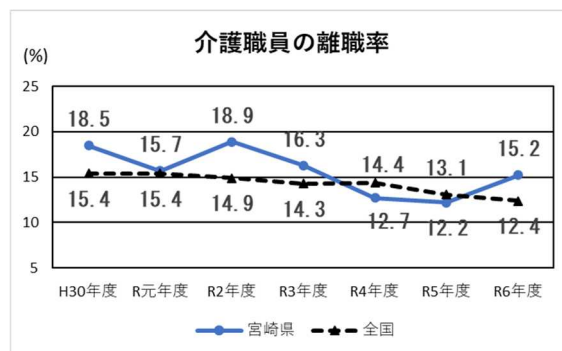
(長寿介護課調べ)

(3) 介護職の有効求人倍率、離職率

本県の介護職の有効求人倍率は、令和8年3月で2.52倍となっており、他産業と比較して高い値で推移している。また、離職率は令和6年度で15.2%であり、全国よりも高くなっている。



(厚生労働省「職業安定業務統計」)



((公財)介護労働安定センター「介護労働実態調査」)

(4) 介護職の給与の状況

介護職の給与の状況は全国と同様の傾向にあり、全産業労働者の平均より低い水準にある。

(厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
福祉施設等 介護職員	宮崎県	平均年齢	47.1	45.0	52.3	46.5
		毎月給与額 (千円)	211.1	225.6	236.8	252.2
	全国	平均年齢	44.2	44.4	45.2	45.3
		毎月給与額 (千円)	257.5	263.6	271	277.7
訪問介護 従事者	宮崎県	平均年齢	48.8	51.0	49.4	51.8
		毎月給与額 (千円)	221.1	272.6	253.9	223.9
	全国	平均年齢	49.1	48.8	49.1	51.2
		毎月給与額 (千円)	260.8	284.1	285.8	281.6
全産業 労働者	宮崎県	平均年齢	44.8	45.0	46.1	46.0
		毎月給与額 (千円)	268.3	272.7	281.1	287.6
	全国	平均年齢	43.7	43.9	44.1	44.4
		毎月給与額 (千円)	340.1	346.7	359.6	370.5

(5) 介護職員等処遇改善加算の取得状況

本県の介護保険指定事業所の介護職員等処遇改善加算の取得率は88.9%となっており、全国と比較すると低い水準にある。

加算区分	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	計
事業所数	675	709	238	66	1,688
県取得(%)	35.5	37.3	12.5	3.5	88.9
全国取得率(%)	44.6	36.6	10.9	3.2	95.3

※全国取得率については、令和7年4月時点（社保審-介護給付費分科会 第247回（R7.9.5）資料より引用）。

2 介護人材確保の取組

介護人材の確保は介護現場の重要な課題の一つであり、引き続き「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の3つの視点から総合的な対策を講じる。

(1) 参入促進

- ① テレビやSNS等を活用した情報発信や福祉系高校と連携した小中学生への介護の魅力発信
- ② 介護の担い手体験事業の実施や求職者のマッチング機能の強化
- ③ 福祉系高校修学資金貸付事業、介護分野就職支援金貸付事業の実施
- ④ 介護福祉士養成施設入学者確保のための取組の支援
- ⑤ 訪問看護事業所の開設支援
- ⑥ 離職中の介護福祉士等の再就業促進を目的とした研修の実施
- ⑦ 外国人介護人材の確保・定着に係る支援（※後掲「3」）

(2) 労働環境・処遇の改善

- ① 「介護現場革新会議」の開催及び「介護生産性向上総合相談センター」の設置等
- ② 介護事業所への介護テクノロジー導入支援
- ③ 介護職員等の処遇改善加算制度の周知、取得支援
- ④ 働きやすい・働きがいのある職場づくりに関する講演会・研修の実施
- ⑤ 訪問介護等サービス事業者の人材確保体制構築、経営改善やカスタマーハラメント対策に係る取組支援

(3) 資質の向上

- 〈新〉① 地域リハビリテーション活動に携わる専門職等の資質向上を目的とした研修の実施
- 〈改〉② 介護予防ケアマネジメントを支援するためのアドバイザー派遣や研修の実施

③ 高齢者虐待防止を目的とした養介護施設従事者等に対する研修の実施

(4) 基盤整備

介護人材確保に向けた関係団体との協働（介護人材確保推進協議会の設置）

(5) 市町村の人材確保等に向けた取組推進

介護人材確保対策に取り組む市町村への支援

3 外国人介護人材の確保・定着の取組等

(1) 外国人材受入れ制度

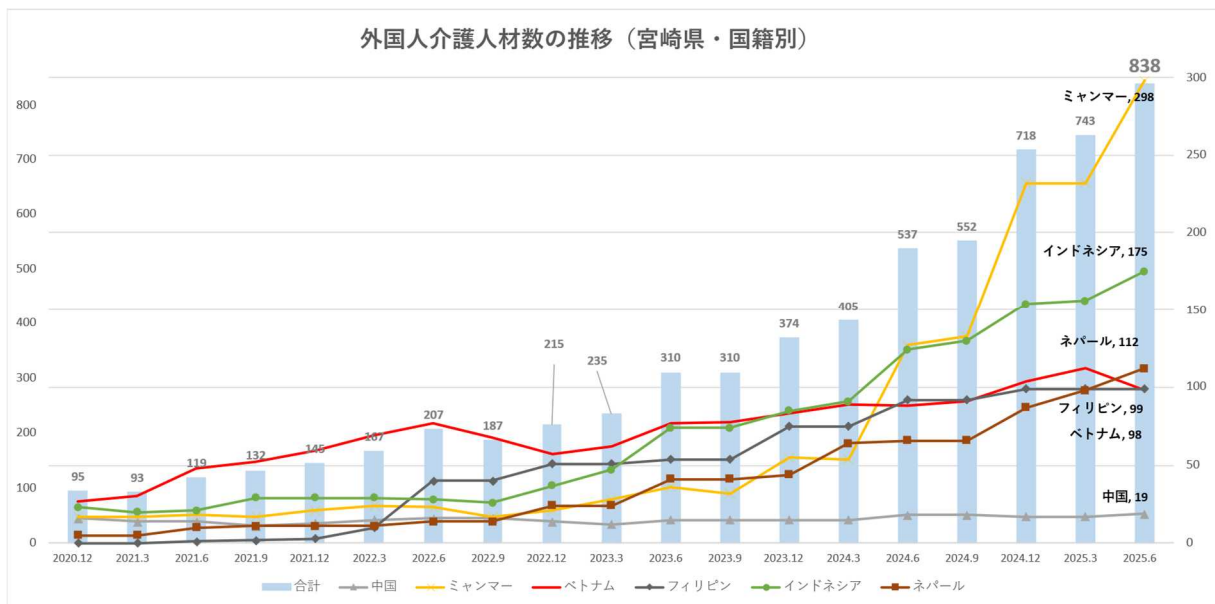
	EPA（経済連携協定）	在留資格「介護」	技能実習制度（※1）	特定技能1号
制度施行時期	平成20年7月1日	平成29年9月1日	平成29年11月1日	平成31年4月1日
制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野への受入れ	本国への技能移転	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ
在留資格	特定活動	介護	技能実習	特定技能
介護福祉士の資格の有無	資格なし ただし、資格取得を目的としている	介護福祉士	資格なし ただし、実務要件等を満たせば受験可能	資格なし ただし、実務要件等を満たせば受験可能
対象国	インドネシア、フィリピン、ベトナム	限定なし	限定なし	限定なし
就労期間	資格取得前 原則4年間 資格取得後 制限なし	制限なし	最長5年間（※2）	最長5年間（※2）
受入れ調整機関	国際厚生事業団	なし	監理団体	登録支援機関によるサポート

※1…今後、技能実習制度は廃止され、2027年度までに「育成就労」制度が創設される予定

※2…介護福祉士の資格を取得すれば、在留資格「介護」に移行でき、永続的な就労が可能

(2) 本県の状況

<外国人介護人材数の推移（宮崎県・国籍別）>



<在留資格別就労者数>

	EPA（経済連携協定）	在留資格「介護」	技能実習制度	特定技能1号
就労者数	0名	58名	250名	530名
国籍内訳		フィリピン 31名 ベトナム 15名 ネパール 7名 中国 3名 ミャンマー 1名 モンゴル 1名	インドネシア 79名 ベトナム 58名 ネパール 58名 ミャンマー 40名 モンゴル 10名 インド 4名 中国 1名	ミャンマー 257名 インドネシア 96名 フィリピン 68名 ネパール 47名 ベトナム 25名 中国 15名 インド 8名 スリランカ 11名 モンゴル 2名 タイ 1名
			※技能実習計画認定数	

（令和7年6月末時点（長寿介護課調べ））

【外国人介護人材の確保・定着に係る支援】

- ① 介護施設等による外国人留学生への奨学金等支給に対する支援
- ② 外国人材を受け入れる介護事業所に必要な機材の購入や介護福祉士の資格取得に必要な研修の受講に要する経費、住居確保に要する経費等への補助
- ③ 介護に関する日本語及び介護技能向上のための研修実施
- ④ 介護事業者と外国人介護人材のマッチング支援
- 〈新〉⑤ 介護事業者及び介護福祉士養施設運営法人が行う海外現地での人材確保に係る経費への補助

4 作業部会の開催実績

【令和7年度】（1回実施）

議 題：宮崎県高齢者保健福祉計画について（介護人材確保に係る内容について）

日 程：令和8年2月5日（木）

協議概要：現計画（令和6年度～8年度）の進捗状況について

次期計画（令和9年度～令和11年度）の策定について

意見交換